

「東京都避難所運営指針素案」に対する意見募集の結果

1 意見募集の期間と件数

(1) 募集期間

令和7年2月14日（金曜日）から同年3月16日（日曜日）まで

(2) 意見件数

195件（15通）

2 主な御意見の概要

No.	御意見（概要）	東京都の考え方など
1	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第2章「避難所の指定」の「指定福祉避難所の【施設整備の例】(P16)</p> <p>下線部を追加 ・段差の解消、<u>車椅子等が通れる通路幅の確保</u>、<u>手すりや誘導ブロックの設置</u>、<u>障害者用トイレやおむつ交換スペース等の設置</u></p> <p>（障害のある人に必要な設備への認識が必要という理由から）</p>	<p>障害のある方に必要な施設整備の例をより具体的にお伝えするため、いただいた御意見について、御提案のとおり「・段差の解消、スロープの設置、車椅子等が通れる通路幅の確保、手すりや誘導ブロックの設置、障害用トイレやおむつ交換スペース等の設置など施設のバリアフリー化」と追記させていただきます。</p>
2	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第2章「避難所の指定」の「2-4 指定避難所の更なる充実」の項の車中泊に関する都のスタンス(P23)</p> <p>自動車についての記述がない。</p> <p>それゆえ、避難所では、駐車場所の確保と運用管理、避難所への資材車両のための駐車場所の確保が必要である。</p> <p>安心して避難し、避難所で安心して過ごすためには、車の受入れのポイントを素案に列記してほしい。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場所の確保 ・ 学校であれば校庭に車を入れるのか ・ 校庭が足りなくなったら、どうするのか 	<p>令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では最大約200万人の避難所への避難者数が発生すると想定されています。発災後はこれらの方々が避難所に避難することに伴う混雑から、校庭などを活用して避難者の支援を行うことが想定されるとともに、物資搬送車両や緊急車両など支援に当たる車両の通行の妨げにならないようにする必要のあることから、一般の車両の校庭などへの駐車場所の確保は困難と考えてございます。</p> <p>なお、東京都においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること。 ・ 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車

		<p>が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと。</p> <p>などの理由から、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止しているところがございます。</p>
3	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第3章「平時のときの周到な準備」の「3-9 遺体の収容」の【解説】(P51)</p> <p>東京都の指針にも死者の尊厳にかかる公衆衛生や文化を守る項目があってもよいのではないのでしょうか。</p> <p>運営指針に盛り込むことが不可能なら、別に取り扱い指針を策定し、「そちらを参照してください」とどこかに「ヲモ見ヨ参照」を1行付け加えるだけでも結構です。</p>	<p>第2編ガイドライン第3章「3-9 遺体の収容」の項で「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」（東京都保健医療局 平成29年8月）において、当該遺体の取扱いを参照し、災害現場等での死者の対応方法を決めておくように記載しております。具体的には、上記のマニュアルの「遺体の取扱いの概要」の中で「遺体の取扱いに際しては、死者への尊厳に十分配慮することが必要です。」と示されてございます。</p>
4	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第6章「避難所運営サイクルの確立」の「6-6 避難所運営の実施手順の確立（生活区域設定）」の【解説】(P92)</p> <p>下線部を追記</p> <p>○おむつを使用している高齢者・障害者については、プライバシーが確保できる場所を用意</p>	<p>プライバシーが確保できる場所が必要となるおむつの使用者は高齢者だけでなく障害者も想定されるため、いただいた御意見については、御提案のとおり追記させていただきます。</p>
5	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」の「ポイント」(P101)（上から三つ目）</p> <p>下線部を追記</p> <p>必要な飲料水と食料の供給を優先します</p>	<p>災害発生当初の段階での生命維持のためには、食料とともに、水が必要となることから、いただいた御意見については、御提案のとおり追記させていただきます。</p>
6	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第8章「食料・物資管理」の「8-2 食料等の確保」の【解説】(P106)</p> <p>下線部を追記</p> <p>「管理栄養士や栄養士を中心に、避難者の食生活の状況、特に乳幼児、妊産婦、<u>摂食えん下</u>（そしゃくや飲み込み）が困難な高齢者や障害児者、食物アレルギー児～」</p>	<p>いただいたご意見については、摂食えん下機能が未発達の障害児（者）も少なからずいるという理由、また、避難生活により一時的に摂食えん下機能が低下する人が発生することを想定する必要があるという理由を踏まえ、御提案のとおり追記させていただきます。</p>

<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第15章「配慮が必要な方への対応」の「15-1 配慮が必要な方への対応」の「【避難所利用者の 事情に合わせた配慮の方法】」の表（P142）</p> <p>①要介護度の高い人</p> <p>特徴：「座位保持機能を備えた大型車椅子、ス トレッチャー型車椅子などのオーダーメイドの 福祉機器や用具を使用している。」「慢性疾患や 難病の治療中の人、内部障害・認知症・知的障 害が重複している人もいる。」を付加。</p> <p>配置、設備：「トイレを備えた介護室」につい ては、「<u>トイレ・おむつ交換ベッド</u>を備えた介 護室」への変更</p> <p>食料・物資：「食具」「姿勢保持クッション」 「除圧マット」「医薬品等」を付加。</p> <p>「<u>やわらかく温かい食事</u>」については、「<u>その 人が食べやすく飲み込みやすい、温かい食事</u>」 への変更</p> <p>情報伝達：「筆談など」については、「<u>筆談、表 情やサインの読み取りなど、又は、付き添い家 族等とのやり取り</u>」へ</p> <p>その他：「寒さや暑さへの対策」を付加。</p> <p>人的支援：「医療機関関係者」を付加。</p>	<p>いただいた御意見については、御提案のとおり 追記させていただきます。</p>
<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第15章「配慮が必要な方への対応」の「15-1 配慮が必要な方への対応」の「【避難所利用者の 事情に合わせた配慮の方法】」の表（P142）</p> <p>②内部障害のある人</p> <p>食料・物資：「呼吸器機能障害 酸素ボンベな ど」については、「呼吸器機能障害 人工呼吸 器、酸素濃縮器、酸素ボンベなど」への変更</p> <p>人的支援：「介護士」を付加。</p> <p>その他：「呼吸器機能障害 酸素ボンベなど」 については、「呼吸器機能障害 非常用電源、 酸素ボンベの確保など」への変更</p>	<p>いただいた御意見については、御提案のとおり 追記等させていただきます。</p>

9	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライン 第15章「配慮が必要な方への対応」の「15-1 配慮が必要な方への対応」の「【避難所利用者の 事情に合わせた配慮の方法】」の表（P142） ③難病の人 「様々な疾患があり、人それぞれ状態が異なる （服薬のみで特別な支援は不要な方から常時看 護や介護が必要な方まで。身体障害、知的障 害、重症心身障害、内部障害等）。」 情報伝達：「本人の状態に合わせる（ゆっくり 伝える、筆談など）」については、「本人が普段 使っている方法や手段に合わせる」への変更 人的支援：「介護士」を付加。</p>	<p>いただいた御意見については、御提案のとおり 追記等させていただきます。</p>
10	<p>第2編・避難所避難者等への支援ガイドライ ン・参考資料3「避難所運営委員会用参考資 料」（P1） 医療的なケアの継続が必要な人（在宅酸素、人 工透析、インシュリン注射など）及び個別避難 計画に定めた受け入れ施設への速やかな移動の 支援を必要とする人工呼吸器使用者等 下線を修正すること。</p>	<p>いただいた御意見については、御提案のとおり 追記させていただきます。</p>